

事 務 連 絡
令 和 元 年 9 月 6 日

各都道府県地域おこし協力隊担当課 御中

総務省地域力創造グループ
地 域 自 立 応 援 課
(公 印 省 略)

会計年度任用職員制度の導入に伴う
地域おこし協力隊制度に係るQ&Aについて

日頃より地域おこし協力隊制度の推進のため、格別の御配慮・御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）が平成29年5月17日に公布され、令和2年4月1日より改正法が施行されることに伴い、地方公共団体は臨時・非常勤職員の任用形態等の見直しを実施する必要があります。

会計年度任用職員制度導入に伴う運用上の留意事項その他円滑な施行のために必要と考えられる事項にあたっては、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの改定について（通知）」（平成30年10月18日付け総務省自治行政局公務員部長通知。以下「公務員部通知」という。）等により助言がなされてきたところであり、地域おこし協力隊も、改正法の施行に向けて会計年度任用職員制度導入に係る準備が必要となります。

これまでも「地域おこし協力隊の受入れに関する手引き（第3版）」（平成31年3月22日付け総務省地域力創造グループ地域自立応援課事務連絡）により、改正法における運用上の留意事項等について、公務員部通知を御参照のうえ、遺漏のないよう準備等をお願いしてきましたが、今般、地域おこし協力隊の会計年度任用職員導入に係る留意点等につき、問い合わせの多い事項について下記のとおりQ&Aを作成しましたので、参考として御活用いただくようお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村にも十分に周知されるようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、総務省自治行政局公務員部公務員課と協議済みであることを申し添えます。

記

【任用形態】

問1-1 令和2年4月1日以降、地域おこし協力隊員はどのような任用形態を取ればよいか。

- 地域おこし協力隊員を地方自治体が地方公務員として任用する場合は、原則として会計年度任用職員として任用することになります。
- 一方、臨時的任用（改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3）が可能な場合は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、臨時の職に関するとき、又は採用候補者名簿がないときに限定されているため、地域おこし協力隊員の任用形態としては想定されません。

問1-2 現在、特別職非常勤職員として地域おこし協力隊員を任用しているが、令和2年4月1日以降も引き続き特別職非常勤職員として任用することは可能か。

- 特別職非常勤職員の職（改正後の地方公務員法第3条第3項第3号）については、専門的な知識経験等を有する者が就く職であって、当該知識経験等に基づき非専務的に公務に参画する労働者性の低い職であり、助言、調査、診断等を行う職に限定されることとなっております。
- そうしたことから、地域おこし協力隊員を特別職非常勤職員として任用することは想定されません。

問1-3 会計年度任用職員制度導入に伴い、地域おこし協力隊員に係る勤務条件等について国から統一的な基準が示されるのか。

- 地域おこし協力隊員の勤務条件等については、引き続き、各自治体の判断で定めることとなります。
- 地域おこし協力隊員の勤務条件等を定めるに当たっては、地域の実情に応じつつ、労働基準法（昭和22年法律第49号）や地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第100号）等の規定、国の非常勤職員との権衡の観点を踏まえ、適切な勤務条件等を設定いただくようお願いします。

問1-4 会計年度任用職員制度導入後でも地方公務員として任用することなく、委託契約を締結するといった委嘱方法をとることができると考えてよいか。

○ お見込みのとおりです。

【改正法施行前に地方自治体と任用関係にある隊員の取扱い】

問2-1 改正法施行前に地方自治体と任用関係にあり、令和2年4月1日以降も地域おこし協力隊員としての活動を行う予定の隊員の任用関係についてはどう考えればよいか。

○ 当該隊員については、同日をもって会計年度任用職員に移行させる必要があるため、令和2年3月31日をもって現行の任用関係は終了し、令和2年4月1日に会計年度任用職員として、新たに任用をすることとなります。

【募集】

問3-1 会計年度任用職員として地域おこし協力隊員を募集するにあたり、任期に関する勤務条件の明示はどのように行えばよいか。

- 会計年度任用職員の任期については、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で、任命権者が定めるものとなりますが、募集にあたっては、任期終了後の再度の任用の可能性について明示し募集することは差し支えありません。
- ただし、その場合であっても、毎会計年度の任期が終了した後、平等取扱いの原則や成績主義の下、客観的な能力の実証を経て、一会計年度毎に再度任用をする必要があります。
- 再度の任用の手続きなく、任期の「更新」がなされる、また、一会計年度を超えて勤務することが当然に可能であるといった誤解を招かないよう、募集の段階から明確に説明することが必要です。

<参考>

会計年度任用職員として任用する場合の地域おこし協力隊員募集要綱の記載例
(任期に係る部分)

○任用期間

隊員の任用期間は、任用の日から令和○年3月31日までとします。（従前の勤務実績に基づく能力の実証により、公募によらない再度の任用を行う場合があります）

【年度途中の任用】

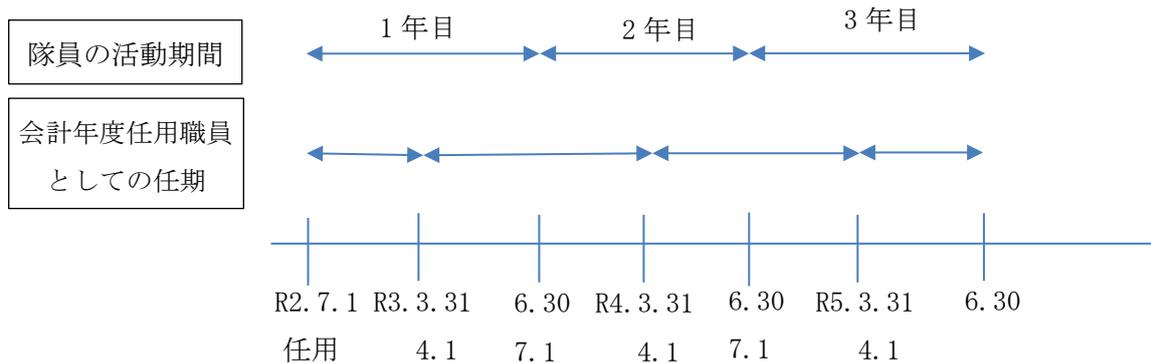
問4-1 改正法施行後、年度途中に会計年度任用職員として任用した隊員の活動期間はいつまでとなるのか。

- 改正法施行後に年度途中で会計年度任用職員として任用された地域おこし協力隊員の任用期間については、当該会計年度の末日までとなります。
- 一方、当該地域おこし協力隊員の活動期間（地域おこし協力隊推進要綱（平成21年総行応第38号）に基づき地域協力活動に従事する期間）については、会計年度毎に再度の任用をすることで、年度を跨がって設定することが可能です。

<参考>

改正法施行後、年度途中に任用した隊員の活動期間と会計年度任用職員としての任期の関係に係るイメージ

（令和2年7月1日に任用を行い、隊員の活動期間が3年の隊員の場合）



【地方財政措置】

問5-1 会計年度任用職員制度導入に伴い、地域おこし協力隊に係る地方財政措置の拡充があるのか。

- 会計年度任用職員制度導入に伴う地域おこし協力隊に係る地方財政措置については、令和2年度の地方財政の見通しがつき次第（毎年1月下旬頃）、速やかにお知らせします。